

大谷ロー丁目周辺地区

不燃化特区

版

令和6年11月
第38号

発行：板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係

不燃化特区建替え助成事業

助成事業説明・

建替え相談会のお知らせ

締め切り間近
令和7年度末まで
お急ぎください

【助成の対象となる建物】

- ①主要構造部（柱や梁など）が木造
- ②耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外
※木造やモルタル造など
- ③耐用年限の2/3を経過したもの（木造の耐用年限：22年）



助成対象か、見分けるポイントは大きく2つあります。以下は、準耐火建築物で助成対象となりません。

- ①木造3階建て（×）（建築基準法の規定で準耐火以上の防火性能が必要）
- ②平成16年夏以降に建築された建物（×）（新たな防火地域規制で準耐火以上の防火性能が必要）

日時

11月29日（金）18時30分～20時00分

11月30日（土）10時00分～11時30分

※時間内にお越しいただければ、随時ご相談に応じます

会場

大谷口地域センター（3階洋室A）

〔住所〕：大谷口二丁目12番5号

ご利用ください! 建替え助成事業メニュー



助成① 除却費用(建物の解体費用)

最大 150 万円 まで助成

※昭和 56 年 6 月 1 日以降の建物は最大 100 万円まで



助成② 設計費用

建物の設計費用を **最大 100 万円** まで助成



助成③ 建替え工事費用

建替え後の地上1階から3階までの床面積の合計と、
耐火構造に応じて助成

【例】床面積が 126 m² の 3 階建て準耐火建築物へ建替えをする場合
助成額 159 万 6 千円 まで助成

空き家をお持ちの方
ご検討ください

除却費用の助成を受けても、
必ず建替える必要はありません。
除却後、売却することは可能です。

固定資産税・都市計画税の減免措置も!

- ①住宅に建替えた場合
⇒5年間、全額免除
- ②除却して、更地にした場合
⇒5年間、8割減免

「助成の申請は、工事着手前」 お早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係
住所：〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp

